

## 【イタリア】新学年度からの学校改革－操行評価、公民教育の復活等

海外立法情報調査室・萩原 愛一

\* マリアステッラ・ジェルミーニ教育・大学・研究大臣は、イタリアにおいて、初等・中等教育の学校が現在かかえている非行問題、校内暴力などの課題に対処するためのいくつかの方策を立案した。暫定措置令として公布されたこれらの改革に対して、戸惑いや反発の声があがっている。

### 暫定措置令施行までの経過

2008年8月1日の閣議において、ジェルミーニ大臣は、学校において増えつつある校内暴力や子供の非行化に歯止めをかけることを目的として、「公民教育」の科目を取り入れること、「操行」（生活態度）を成績評価の対象とすること、また、成績評価の方法を改めることなどを定める法律案の概略を示し、早急に議会に提出することで了承を得た。ところが、夏のバカンスが終わり、8月28日に再開された閣議の場において、具体的なかたちで公表された規定は、法律案ではなく、「教育及び大学に関する緊急規定」と題された暫定措置令の中に組み込まれたものであった。その日に閣議了承されたこの措置令は、公布とともに施行の運びとなった（2008年9月1日の暫定措置令第137号）。現在、議会において、法律に転換するための法律案が審議されている。審議の過程でおそらく修正を加えられつつも、暫定措置令としての期限が切れる10月31日までに、法律として成立する見込みである。

### 主な内容

この暫定措置令は、全部で8か条からなる短いもので、抱き合わせの大学関係の条項（第6、7条）と末尾規定（第8条）以外の5か条が、議論の的となっている初等・中等教育に係る条項である。以下、それらを簡単に紹介する。

- ① 公民教育の導入（第1条）－「市民と憲法」という科目名で、公民教育が、小・中学校及び高等学校において取り入れられる。歴史・地理等の社会科系の授業から時間を割り、週1時間、1年に33時間が充てられる。目的は、市民意識を植えつけ、人格の形成を促すことにある。条文には明記されていないが、交通安全のルールや環境問題にも触れられるようである。
- ② 操行評価の復活（第2条）－1999年に廃止された、操行についての評価が、小・中学校及び高等学校で復活する。10段階（10点満点）で評価され、6点に満たない場合には、学科の成績に関わらず、進級、進学ができない。
- ③ 成績評価の改革（第3条）－小学校においては、これまでの分析的な記述による評価に代えて、10段階（10点満点）の数値評価を行い、補助的に、簡潔な記述評価を添える。中学校では、10段階の数値評価のみとする。6点未満は進級できない。点数制により、評価のわかりやすさ、明晰さを重視するとしている。

- ④ 小学校の学級担任（第 4 条）－1 人の教師が 1 学級の全科目を教えることにする。小学校では、これまで、分野の異なる 3 人の教師が 1 組となって、2 学級を担当するというシステムであった。大臣は、小学校の場合、児童が「保護者」としての 1 人の先生と強い絆で結ばれることが重要である、としている。
- ⑤ 教科書の改訂の制限（第 5 条）－昨今の物価上昇にともない、教科書の値上がりも家計を圧迫しているため、教科書の改訂は、必要不可欠な場合を除いて、5 年間を行わない。又は、改訂が必要な場合は、別冊として刊行する(注 1)。

## 問題点と批判

これらは、改革というには、あまりにも過去に向き過ぎている、という批判が強い。公民教育も、操行評価も、点数制も、すべて過去に行われていたが、長い間の経験や議論の中で廃されていたものである。非行等の問題に、操行評価の制裁的な「脅し」や点数制復活に見られるような、学業成績の「鞭」で臨むことにも疑問が投げかけられている。いずれにしても、1973 年生まれの若い女性であるジェルミーニ大臣の「1950 年代に時計の針を戻すような」考え方には、野党議員等から驚きの声が上がっている。

小学校における教師の 1 学級 1 教師専任のシステムについては、親たちもそれを望んでいると弁明しているが、教師を減らしてコスト削減を行うという財政上の要請が根底にあることは明らかである。ジェルミーニ大臣は、現在の 2 学級 3 教師のシステムは、教育学的見地に基いたものでなく、少子化により小学校教師が過剰になることを避けるために導入されたものに過ぎないとしており、教育関係予算の大部分が、教師の給与に当てられている現状では、教師の減員は必須としている。単純に計算すると、現在の小学校教師の 3 分の 1 が不要となるこの措置に対して、教職員組合の反発はきわめて強く、今後、様々な抗議活動が予想される。

教科書の改訂に関する規定にも、出版社、執筆者から現場の教師、生徒にまで、批判が出ている。本来、最新の情報を掲載すべきであるのに、物価高を理由に改訂を禁止するというのは馬鹿げている、という受け止め方が一般的である。

手続の上からも反発は強い。教育改革に関わる重要な問題は、法律案として提出し、議会で、時間をかけ、活発な議論を行うべきものである。その上、本来、暫定措置令とは、緊急性の高いものにのみ認められているはずであるが、今回の措置が、本年 9 月の新学年の始まりに合わせてすぐ施行すべきほどの緊急性を持つとは考えられないからである。事実、今学年度からの教師 1 人制の導入はあまりにも急で無理であることを認め、来学年度（2009-10 学年度）に小学校の 1 年を対象に実施し、その後段階的に行うことになっており、緊急性の希薄さを、自ら示している。

これら一連の措置の中では、教師 1 人制の措置が、改革の視点を置き去りにして、教師の雇用問題として最もホットな論点となっている。

## 注

(1) イタリアには教科書検定の制度はなく、また、教師は教科書を自由に選択することができる。